

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月11日（木）午前9時00分から午前9時25分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 田舎館村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第10号 農用地利用配分計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 査 福士 貴子

7 会議の概要

事務局 ただいまより、5月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は （憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。7番の工藤浩司委員と8番の田澤隆委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第13号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ

ったので、審議を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第13号について説明いたします。
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が2件です。

【議案第13号、所有権移転の整理番号12、賃貸借権設定の整理番号10～11について説明】

3ページの所有権移転の整理番号12については、高田公民館の北西約290mに位置する農地であります。

当初、譲受人から貸借を希望する申し出があったものですが、事務局が所有者に意向確認したところ、管理が困難であり手放したい旨の意向だったことから、所有権移転することになったものであります。

次に、4ページの賃貸借権設定の整理番号10については、役場の南西約500mに位置する農地であります。

前の借主が自身の離農に伴い、賃借人にあっせんし、貸借することになったものであります。

貸借後は、ネギの作付が予定されております。

次に、整理番号11については、高樋老人福祉センターから南へ約120mに位置する農地であります。

賃借人から委員に対して、貸借についての相談があった農地ですが、賃借人から貸借を希望する申出があったことから、委員のあっせんにより貸借することとなったものであります。

なお、貸借にあたっては、委員による賃借人との面談を行っており、貸借については特段問題ないことを確認しております。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第13号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第13号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第14号に入る前に、農業委員会等に関する法律第34条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、農業委員の白戸陽平委員は審議終了までの退席をお願いします。

(白戸陽平委員 退席9：07)

議案第14号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が4件、使用貸借権設定が2件です。

【議案第14号、所有権移転の整理番号22～25、賃貸借権設定の整理番号42～45、使用貸借権設定の整理番号4～5について説明】

6ページの所有権移転の整理番号22については、田舎館中学校から南東約280mに位置する農地であります。

元々は譲渡人の親族の所有地であり、これまでも譲受人が賃借して耕作していたものですが、譲渡人がこれを相続したことに伴い、双方で協議し売買することとなったものであります。

次に、整理番号23については、高田公民館の北東約400mと南東へ約570mに位置する農地であります。

これまでも譲受人が耕作してきた農地であります。譲渡人からの申出により売買することとなったものであります。

次に、整理番号24については、枝川地区の北側に隣接する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、斡旋の申出があり、委員によるマッチングを行い、隣接地を耕作する譲受人へ売買することとなったものであります。

次に、整理番号25については、諏訪堂地区の東側に隣接する農地であります。

譲渡人の農業経営の見直しによる規模縮小のため、隣接地を耕作する譲受人へ売買することとなったものであります。

次に、８ページの賃貸借権設定の整理番号４２については、高田地区から南東約４３０ｍに位置する農地であります。

これまでは、賃借人の●●さんと貸借権設定を結んでいましたが、期間満了に伴い●●さんが代表を務める法人と新たに賃貸借権設定をすることとなったものであります。

整理番号４３については、畑中地区の南約４００ｍに位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

次に、９ページの整理番号４４については、川部和泉交流センターから南東へ約１９０ｍに位置する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号４５については、境森集会所の北東約３２０ｍに位置する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定であります。

次に、１０ページの使用貸借権設定の整理番号４については、田舎館グリーンセンターから北へ約５５０ｍに位置する農地であります。

中間管理事業による使用貸借権設定であります。

整理番号５については、境森集会所の北東約３２０ｍに位置する農地であります。

中間管理事業による使用貸借権設定であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第１４号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第１４号は議案のとおり決定することとします。

（白戸陽平委員 着席９：１３）

次に、報告第９号、農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第9号について説明いたします。

【報告第9号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第9号を終わります。

次に、報告第10号、農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

【報告第10号について説明】

事務局 報告第10号について説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知を県知事より受理したので報告するものであります。

14ページの農用地利用配分計画による再配分について説明いたします。これは、以前、中間管理事業を利用して契約を結んだ農用地において、受け手の規模縮小や農業経営の見直し等の理由から貸借権を解約し、新たな耕作者と契約するものです。

なお、表の右端の欄になりますが、再配分における利用権設定期間につきましては、当初の貸借期間が引き継がれるため、整理番号1については、今回の認可日である令和5年4月21日から元々の満了日である令和7年3月9日まで。整理番号2については、認可日から令和18年11月11日までとなっております。

本報告につきましては、これまで総会での報告事項としておりませんが、法律に基づく県知事からの通知であることを踏まえ、今後は総会で報告することとしたものであります。

以上で説明を終わります。

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第10号を終わります。
次に、今日、お手元にお配りしている追加議案がございます。
議案第15号、田舎館村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第15号について、説明いたします。

【議案第15号について説明】

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、田舎館村では平成30年12月に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しております。

それに関して、令和5年4月1日に農業委員会等に関する法律が一部改正されたことに伴い、これを踏まえた指針の見直しが必要となったことから、現行の指針を修正するものです。

それでは別紙でお配りしております新旧対照表をもとに、今回の主だった修正箇所についてご説明いたします。

表の右側が修正前のもので、左側が修正後のものとなっております、赤字部分が今回追記や修正を行った箇所となります。

まず、1ページの「第1 基本的な考え方」についてです。

赤字の中ほどの部分を読み上げます。

そのため、次世代の担い手となる新規就農者の確保・育成の取組を推進するとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」、ここから6行下まで飛びます、「に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。」と、追記しております。

こちらは、「農業経営基盤強化促進法」の改正を反映させたものとなっております。

2ページをお開きください。

「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」となっております。修正前は「具体的な目標と推進方法」となっていましたが、今回の法改正により目標の達成状況の評価方法を記載することが法制化されたものです。

1の(1)、(2)については大きな変更点はありません。

なお、今回の修正では、主に法改正に伴う文言の修正について行っておりますので、各目標の具体的な数値につきましては、現行のものを元にしております。

3 ページをお開きください。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法となっており、先ほどの評価方法についての記述がこちらに追記されております。

続いて、2 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の①と②について、修正前は「人・農地プラン」となっていた箇所が、「地域計画」に修正されている他、本文も「10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く地域計画の作成と見直しに主体的に取り組む」といった内容に変更されております。

4 ページをお開きください。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法について、こちらにも目標の達成状況の評価方法を追記したものです。

3 新規参入の促進について、(2)の②に新規就農フェア等への参加について追記しております。

5 ページをお開きください。

修正前の方の③農業委員会のフォローアップ活動についてですが、一つ目の丸印の2行目に「農地の下限面積に別段の面積を設定して」という記載がありましたが、法改正により下限面積が撤廃されておりますので、こちらの項目については削除されております。

次に、(3)につきましても、新規参入の促進の評価方法について追記したものです。

最後に第3「地域計画」の目標を達成するための役割として、田舎館村において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくための田舎館村農業委員会の役割を追記しました。

なお、この指針につきまして、議決していただいた後には、「農業委員会等に関する法律」に基づき、村のホームページにおいて公表することいたします。

以上で、説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第15号について、意見、質問等ありませんか。

8 番委員 (田澤 隆)

「人・農地プラン」から「地域計画」というものに変わるという話ですけど、今後はこの「人・農地プラン」という言葉は使わないということですか。

会 長 暫時、休憩します。
 休憩を解き、会議を再開します。

事務局（鈴木）

お見込みのとおり、「地域計画」という言葉に置き換わるという理解で
よろしいかと思えます。

会 長 他にありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案のとおり決定することとします。
 以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
 ありがとうございました。